

2020年11月4日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
E-mail mkiseii.t@gmail.com

福島第一原発事故加害企業東京電力への質問書

2011年3月11日の大災害からまもなく10年にならんとしています。福島第一原発4基の重大事故については、10年目に入った現在でも収束には程遠い状況であり、この先の見通しについても机上の空論状態が続いています。事故炉は危険なデブリの取り出しなど考えず、実行の伴った環境汚染や被ばく労働を最小限にする方針をきちんと打ち出すべきです。

東京電力には、放射能汚染した環境を事故前の線量まで戻す責務があります。ところが放射能を含んだ汚染水の減少対策を当初計画どおりできなかつたばかりか、逆に、放射能を意図的に環境へ放出して、被害者に被ばくの上乗せを強要しようとしています。福島県民をさらに苦しめる放射能汚染水の海洋放出案は即刻撤回すべきです。海は核のゴミ捨て場ではありません。

貴社は柏崎刈羽原発6、7号炉の再稼働を計画しています。東京電力には原発を運転する資格があるとは考えられません。例えば、8月13日(木)午後3時頃、東電柏崎刈羽原発1、2、3、6号機の使用済核燃料プールの冷却用ポンプが停止したことについての報告・対策も不十分です。福島第一原発事故の教訓で使用済み核燃料プールの危険性がはっきりし、停止中の原発では一番危険な施設にもかかわらず、停止の原因や制御系統、復旧のシステムなどがきちんと働いたかもはっきりしていません。

新型コロナウイルス感染の収束も見えぬ中、現在第2波流行ともされる状況です。すべての工事を即刻中止すべきです。また、今後はますます電力消費の減少は避けられない状況になるでしょう。原発に将来の見通しはありません。

安全性・経済性も含め、柏崎刈羽原発はすべて廃炉にすべきです。

東京電力の関わっている先の通しのない危険な事業から早急に撤退することを勧告します。

○質問

1. 今回の保安規定で、事故の責任は社長が負うとしているとのことですが、福島第一原発の事故の責任は旧経営陣がなぜ負わないのですか。
2. 放射能汚染水の減少対策や長期保管の方法の検討はどうなっていますか。
3. IAEA レビュー報告は、汚染水の発生につながる燃料デブリ冷却水の注水量を削減するか、ある時点で注水による冷却を終了するか、または閉じた冷却ループを確立することを推奨しています。これに対し、どのように取組みを進めますか。具体策、スケジュールを示してください。

福島第一原発事故の収束はのめどもつかず、先の見通しもままならならず、福島の放射線量もまだまだ高いままなのに、被害者への補償は次々と切り捨てようとする政府と東京電力の対応は許されるものではありません。

貴社は原発事業を早急に廃止し、福島の本物の復興に全力を投じるべきです。

東電行動憲章にある「いかなる差別も行わず」の原則にのっとり、民間規制委員会への回答拒否を撤回し、質問書への回答を11月25日(水)までに、Eメールで送ってください。